

重 要 事 項 説 明 書

社 会 福 祉 法 人 な ご や 福 祉 施 設 協 会

なごやかハウス滝ノ水居宅介護支援事業所

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人なごや福祉施設協会
法人所在地	名古屋市昭和区紅梅町3丁目3番地 円昭ビル3階
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 浅野 正敏
電話番号	052-842-5531

2 ご利用事業所

事業所の名称	なごやかハウス滝ノ水居宅介護支援事業所
事業所の所在地	名古屋市緑区滝ノ水三丁目2103番地
管理者氏名	管理者 永田 敏剛
電話番号	052-895-4701
ファクシミリ番号	052-895-7673

3 事業の目的

この事業は、介護保険制度を利用されるお客様を対象に、さまざまな障害を抱えながらも在宅で生き生きと暮らし、ご家族の方も安心して過ごせるように、ご相談に応じ、お客様のご希望に沿った「居宅サービス計画」の作成やサービスの利用に際しての調整などを目的としています。

4 運営の方針

- (1) 事業所の介護支援専門員(ケアマネジャー)は、お客様の心身の状況に応じて、お客様が自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。
- (2) お客様の心身の状況やその生活環境に応じて、お客様のご希望を尊重した適切な福祉サービスや保健医療サービスが、ご希望の事業者からご利用できるように努めます。
- (3) お客様への支援にあたり、お客様のご希望に反して、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないようにいたします。新たなサービス調整を行う場合は、複数の事業所の紹介を求めることができることをお伝えすると共に、その事業所をお勧めする理

由等をご説明します。

- (4) 関係する市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努めます。
- (5) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

5 担当者

(1) お客様のご相談に応じる職員として、介護支援専門員を常勤職員として配置し、事業所の職員が協力して支援いたします。

(2) 事業所職員の職種と人数

- ① 管理者 1名 (当居宅介護支援事業所の介護保険上の業務に関する責任者です。介護支援専門員1名が兼務しています。)
- ② 介護支援専門員 2名 (お客様の居宅サービス計画作成等を直接担当いたします。)
- ③ 事務職員 2名 (事業所の庶務や経理を担当します。)

6 営業日及び時間

月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時20分まで営業しています。

なお、当事業所は、特定事業所加算(Ⅲ)を適用している事業所となりますので、24時間の連絡体制を確保し、かつ、必要に応じてお客様の相談に対応する体制を確保しています。

休日・夜間緊急連絡先 080-5820-3099

※特定事業所加算は、職員の体制や、お客様全体における要介護度の割合等によって加算が(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかに変更することがあります。

7 支援の方法や内容

- (1) お客様が「要介護認定」を受けるための申請のお手伝いをします。
ただし、その際には、お客様の被保険者証をお預かりすることになります。
- (2) お客様の心身の状況、生活環境等を配慮し、ご家族の方々を含めたご希望をお伺いして、
居宅サービス計画を作成いたします。
- (3) この居宅サービス計画によるサービスが、適正に実施されるようにサービス事業者との調整
などを行います。
- (4) 居宅サービス計画の作成後においても、お客様やサービス事業者などとの連絡を継続的
に行うとともに、必要に応じ実施状況の把握や居宅サービス計画の変更を行います。
- (5) その他、介護保険に関するご相談に応じます。

8 介護サービスを受けるにあたっての重要事項

- (1) お客様にお渡しした「サービス利用票」と異なる事業者からサービスを受けた場合やサービ
ス内容を変更した場合には、必ず担当の介護支援専門員にご連絡ください。ご連絡がない
と、お客様が一旦費用の全額を立て替えていただく場合があります。
- (2) 被保険者証を無くした場合や要介護状態区分の変更があった場合など、現在お持ちの被
保険者証の記載内容に変更があったときには、必ず担当の介護支援専門員にご連絡くだ
さい。

9 通常の事業の実施区域

名古屋市を事業の実施区域とします。

10 利用料

当事業所が提供いたします居宅介護支援にかかる費用につきましては、介護保険制度から全額保険給付されますので、お客様のご負担はありません。

ただし、保険料の滞納などの理由により、償還払いや一部負担の適用のある方は、一定額の負担が生じます。 料金については、「別添1」を参照してください。

11 秘密の保持

お客様ご本人やご家族の方々からお聞きする個人の情報はお客様の了解(同意)なしに他へ漏らすことはありませんのでご安心ください。また、当事業所の利用を終了した後や当事業所の職員が職員でなくなった場合でも、お客様の個人の情報についての秘密は厳守いたします。

12 苦情などの対応

当事業所のご利用に際して、ご不満がある場合は、下記の当施設の苦情相談窓口または他の苦情相談窓口へご相談ください。

当施設苦情相談窓口	苦情解決責任者 施設長 早川 彰夫 苦情受付担当者 副施設長 河田 倫宏 ご利用時間 午前9時から午後5時20分まで (土日祝・年末年始 12/29～1/3 を除きます) ご利用方法 面接 電話(052-895-7671) FAX(052-895-7673)
-----------	---

	<p>愛知県国民健康保険団体連合会 苦情相談室 名古屋市東区泉一丁目6番5号 国保会館南館7階 ご利用時間 午前9時から午後5時まで (土日祝日・年始年末 12/29~1/3 を除きます) ご利用方法 電話(専用) (052-971-4165) FAX(共用) (052-962-8870)</p>
	<p>社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会 運営適正化委員会 名古屋市東区白壁一丁目50番地 愛知県社会福祉会館内 ご利用時間 午前9時から午後5時まで (土日祝日・年始年末 12/29~1/3 を除きます) ご利用方法 電話 (052-212-5515) FAX (052-212-5514)</p>
	<p>名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 東桜分室 名古屋市東区東桜一丁目 14 番 11 号 DP スクエア東桜 8 階 ご利用時間 午前9時~正午、午後1時~5時まで (土日祝日・年末年始[12/29~1/3]を除きます) ご利用方法 電話 (052-959-3087) FAX (052-959-4155)</p>

13 事故発生時の対応

当事業所は、お客様に対する居宅介護支援サービス提供の際に事故が発生した場合や、居宅サービス事業者より事故発生の連絡があった場合には、速やかにお客様又はご家族等にご連絡します。

14 身体拘束等の廃止

お客様又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際のお客様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

15 虐待防止のための措置

当事業所の「高齢者虐待防止のための指針」に基づき、お客様の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための指針を整備します。
- (2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催します。
- (3) 虐待防止に関する担当者を定めます。(担当者:施設長 早川 彰夫)
- (4) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (5) 当事業所職員又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われるお客様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (6) お客様が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

16 その他の重要事項

- (1) お客様の身体的な状態が変わり、再び要介護認定が必要となった場合は、変更手続きなどのお手伝いをしています。
- (2) 居宅サービス計画の作成を複数の居宅介護支援事業所に依頼することは、お控えくださるようよろしくお願いします。なお、お客様の都合により他の居宅介護支援事業者に再度、依頼することは構いませんが(当事業者との契約解除)、その際に生じた不測の損害につきましては賠償をお願いすることがあります。
- (3) お客様の心身の状況の適切な把握のため、居宅介護支援事業所は医療との十分な連携を求められています。万一日入院となった際には、医療機関に対して当居宅介護支援事業の名称および担当者名をお伝えくださいますようお願いします。